

公益財団法人蓬庵社

役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人蓬庵社（以下「この法人」という。）の定款第13条及び第29条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律（以下「認定法」という。）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)役員とは、理事及び監事をいう。
- (2)常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3)非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4)評議員とは、定款第10条に基づき置かれる者をいう。
- (5)報酬等とは、その名称のいかんを問わず、認定法第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、費用とは明確に区分されるものとする。
- (6)費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費含む。）、手数料等の経費をいう。報酬とは、明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 この法人は、役員に対し理事会の出席等、必要の都度、定額の報酬を支払うことができる。

2 評議員には、定款第13条に定める金額の範囲内で、評議員会出席等、必要の都度、定額の報酬を支払うことができる。

3 監事には、監査にかかる職務執行の対価として、報酬を支払うことができる。

4 この法人は、役員及び評議員に対し賞与及び退職手当は支給しない。

5 第1項及び第2項の規定にかかわらず、役員及び評議員は第4条に定める報酬を辞退することができる。

(報酬額)

第4条 評議員に対する報酬額は、年間報酬総額300万円を超えない範囲とする。

2 非常勤理事に対する報酬額は、年間報酬総額300万円を超えない範囲とする。

3 常勤理事に対する報酬額は、年間報酬額1,000万円を超えない範囲で、評議員会の決議を経て決定する。

- 4 監事に対する報酬額は、年間報酬総額 100 万円を超えない範囲とする。
- 5 役員及び評議員に対する報酬額は、理事会又は評議員会及び財団行事、会議等への出席につき、1 人 1 日当たり 30,000 円（源泉徴収税額控除後の額）とする。ただし、第 3 項の報酬額を支給される場合は除く。
- 6 監事に対する報酬額は、第 5 項以外の職務執行の対価として、（別表）「監事に対する報酬額」に定める金額とする。

（報酬の支給方法）

- 第 5 条 常勤理事の年間報酬は月額をもって支給するものとし、非常勤役員及び評議員に対する報酬額は、月初からその月の末日までの間における出席日数により計算した総額を翌月末日までに支払うものとする。
- 2 報酬は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むこともできる。
- 3 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

（費用）

- 第 6 条 この法人は、役員及び評議員がその職務の遂行に当たって支出し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとする。

（公表）

- 第 7 条 この法人はこの規程を、認定法第 20 条第 1 項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

（規程の変更）

- 第 8 条 この規程の変更は、評議員会の決議を経て行なう。

附 則

- 1 この規程は、公益財団法人蓬庵社の移行の登記の日（平成 23 年 4 月 1 日）から施行する。
- 2 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 3 この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 4 この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 5 この規程は、令和 5 年 6 月 13 日から施行する。

（別表） 監事に対する報酬額

	単位	上限
監査報告書作成業務	回	5 万円（源泉徴収税額控除後の額）
監査業務	回	5 万円（源泉徴収税額控除後の額）